

『南山神学』36号(2013年3月) pp. 29-52.

エピケイアの徳の再評価

—人間の行為の倫理判断と司牧的实践に向けて—

浜口 吉隆

はじめに

人間社会の公共の福祉や正義を実現するために立法者の意図を勘案して柔軟に解釈することがエピケイアである。それは法を字句よりも立法者の意図している精神に即して解釈する正義の徳であり、法に基づく正義を補完するものであると理解されるとともに、また良心に基づく賢明な判断とも関連する徳である¹。

ところで、B・ヘーリンク(1912-1998)によれば、エピケイアは倫理神学および司牧的实践における人間的・キリスト教的な徳であり、諸価値あるいは法的な義務が衝突している状況において決断する際の賢明(*prudentia*)の徳であって²、人間的またキリスト教的成熟に向けての責任ある倫理教育の柱石である³。また、倫理神学者および聴罪司祭の保護者である聖アルフォンソ・デ・マリア・リゴリ(St. Alfonso de Maria Liguori, 1696-1787)によれば、エピケイアは立法者が意図していなかった事柄を確実に少なくとも十分な蓋然性をもつ

¹ エピケイアの基本的な意味については、次の辞書および事典を参照。É. Hamel, "Epicheia," *Dizionario Enciclopedico di Teologia Morale*, Edizioni Paoline, 1973 (4. ed. 1974), 357-365; K. Hörmann, "Epikie," *Lexikon der christlichen Moral*, Tyrolia Verlag, Innsbruck-Wien-München 1976, 358-362; 稲垣良典, 「エピケイア」, 『新カトリック大事典 第三巻』, 研究社 2002年, 820-821頁。

² ラテン語の"*prudentia*"は賢慮、知慮とも訳されるが、本稿では「賢明」を使用する。

³ Cf., Bernard Häring, *No Way Out? Pastoral Care of The Divorced and Remarried*, St Paul Publications / Middlegreen Slough 1990, 65-88.

て判断できるような状況における例外でもあり、実定法のみならず情況・環境 (circumstantia) のゆえに自然法においてもその徳の可能性を認めている⁴。ヘーリンクはこのようなアルフォンソの教えについて次のように述べている。「エピケイアというのは、立法者がそれを法の下に含めることを意図しなかったことがその状況のなかで確実に、あるいは少なくとも高い確率において判断されるような場合の例外を意味する。このエピケイアは、単に人間的な諸法においてばかりでなく、もしも諸事情のゆえにその行為に悪意が付随していないのであれば、自然的な倫理原則にあっても適用されるのである。⁵」

本稿においては倫理学および倫理神学において重要な役割を担ってきたエピケイアの徳の意味を再確認し、特に公会議後に刷新された倫理神学においてどのように再評価されているか、その文脈を概観する。先ず、1. 法と倫理におけるエピケイアの文脈においては、法を超越する正義の徳であること (1.1.)、実践的判断における賢明の徳であることの伝統的な理解を紹介する (1.2.)。次に、2. 公会議後に刷新された倫理神学においては、実定法におけるエピケイア (2.1.)、自然法に適用されるエピケイア (2.2.)、回勅『真理の輝き』におけるエピケイアについて (2.3.)、広範な視野をもって具体的な方向性を探る。最後に、3. 司牧実践におけるエピケイアの文脈においては、救いの福音におけるエピケイア (3.1.)、倫理と教会法の福音化 (3.2.)、結婚・離婚をめぐる司牧実践におけるエピケイアについて (3.3.)、イエス・キリストの憐れみの愛と救いの恵みに与かる可能性を提示しておこう。

⁴ ラテン語の“circumstantia”は誰が、どこで、いつ、なぜ、どのような手段でなど「物事を取り巻く諸事情」の意味内容を含む倫理学用語であるが、周辺条件、状況など、その訳語は統一されておらず、本稿では「情況・環境」を使用する。

⁵ B. Häring, *Free and Faithful in Christ 1*, Slough 1978, 363; ベルンハルト・ヘーリンク、中村友太郎訳『価値判断の根底を探る』、中央出版社 1990年、122頁。

1. 法と倫理におけるエピケイア

1. 1. 法を超越する正義の徳

法は大多数の場合における事柄を想定して、社会の共通善を実現するために制定されるものである。そのような法の規定を特殊の事例や例外的な状況における事柄に適用するとき、立法者の意図や法の字句の意味を再吟味する必要がある。したがって、一般的な規定によっては個々の具体的な事例における問題を解決できない場合、必ずしも法的な拘束から免除することではなく、法が求めている正義を実現するためにより柔軟に解釈して適用することが法の真意を実現することになると理解される⁶。

このような実定法を超越するエピケイアの考え方はアリストテレスのエピケイアに由来しており、特に聖アルベルトゥス・マグヌスと聖トマス・アクィナスを経てキリスト教倫理および倫理神学に導入されて大きな影響を及ぼしたことは周知のことである⁷。アリストテレスの『ニコマコス倫理学』（第五卷第十章）によれば、エピケイアは法的な正義を補完するものとして次のように述べられている。

「法はすべて一般的なものであるが、事柄によっては正しい仕方においては一般的な規定を行い得ないものが存在する。それゆえ、一般的に規定することが必要であるにもかかわらず一般的な形では正しく規定することができないような事柄にあっては、比較的多く通ずるところを採るとするのが常套である。〈中略〉法が一般的に言っている時として一般的な規定の律し得ないような事態が生ずるならば、その場合、立法者の残しているところ、つまり彼が無条件的な仕方規定することによって誤っているところを受けて、不足せる事柄——立法者がその場合に臨めばやはり彼自身も規定の

⁶ 法的正義の詳細は、稲垣良典『法的正義の理論』、成文堂 1972 年、特に「法を超越する正義—共通善正義としての法的正義」、84—110 頁参照。

⁷ Cf., Édouard Hamel S.J., “Fontes graeci doctrinae de epikeia,” *Periodica* 53 (1964), 169-185.

なかに含まれるであろうような、そうしてもしすでにそれを知っていたら立法しておいたであろうような——を補訂することは正しい。」⁸

このようなアリストテレスの考え方を受け入れて、トマス・アキナスは「衡平」(aequitas) が徳であることを次のように論証している⁹。法が規定する人間的行為は、無限に多くの仕方の変動しうる個別の事柄に存するから、どのような事例においても欠陥が生じないような規則を制定することは不可能である。立法者は大多数の場合に生起することを想定して法を起草するので、その法を守ることはある事例においては正義に反し、法が意図する共通善に反することがある。他方、法の字句を放棄して、正義の法則と共同の福祉が要求するところに従うことは善いことであり、このことに秩序づけられているのが衡平の徳である¹⁰。

1. 2. 実践的判断における賢明の徳

エピケイアは正義の徳であるだけでなく、法の文字と立法者の意向の間に介在する実践的な解釈における賢明な判断をする倫理徳である。トマスにおいてはエピケイアと賢明の徳との結びつきは弱いものであるが、ストアレスにとってエピケイアは本質的に賢明な判断であり、人間の生活におけるエピケイアの適用は賢明の徳に依存しているのである¹¹。ストアレスは人間の自然本性的な権

⁸ 高田三郎訳、『ニコマコス倫理学(上)』、岩波書店 昭和 46 (1971) 年、(第五刷、昭和 49 (1974) 年、209-210 頁参照、本論文の表記に合わせている。岩田靖夫、『アリストテレスの倫理思想』、岩波書店 1985 年、280 頁以下参照。

⁹ Cf., Édouard Hamel, "L'Usage de L'Epikie," *Studia Moralia* 3 (1965), 54-60.

¹⁰ S. Th., 2-II, Q. 120, a. 1: 稲垣良典訳『神学大全 第 20 冊』、創文社 1994 年、288-294 頁参照。

¹¹ Cf., A. Dingjan, "Die Beschränkung jedes sittlich Handelns. Die Rolle der Epikie und Diskretion," *Theologie u. Glaube* 63 (1973), 288-307.

利を擁護して実定法を解釈し、修正する徳である側面を強調している。立法者が想定できなかった状況における例外の可能性とその蓋然性も認められる¹²。

人間的行為の倫理判断において必要なのは、行為の対象と動機のみならず関連している状況・環境を適切に調べる考察力である。トマスの人間的行為の倫理学においても重要なのは徳論であり、行為の具体的な個別性において賢明の徳が重視されている¹³。例えば、トマスの論考は次のとおりである。

「正しい選択をなすことが倫理徳にとって固有的なことである——というのも（倫理徳）は選択にかかわる習慣であるから——からして、いかなる倫理徳も知慮なしには所有されない。ところが正しい選択をなすためには、正しい目的への傾向性——これは倫理徳という習慣によって直接的に生ぜしめられる——だけではなく、さらにまた、ひとは目的へのてだてたることがらを正しくえらばなければならない。このことは、目的へのてだてたことがらを思案し、判断し、命令するところの知慮によってなされる。¹⁴」

また、人間の心に宿る倫理的良心は、人の霊的・精神的な力を善の方へ、神の意志の方へ向かわせる呼びかけであるが、その呼びかけである命令を聞いて、人は「今ここで」の善の要求すなわち現在目前にある具体的な価値を選ぶことができる。公会議の教えにもあるように、その要求は人間の心の深奥に響くものであるとともに、神の呼びかけに対する応答でもある（「現代世界憲章」16項参照）。人は一つひとつの事柄・任務・義務を正しく識別して、個々の場合に

¹² Cf. Édouard Hamel, "L'Usage de L'Epikie," *op. cit.*, 67-71.

¹³ Daniel Mark Nelson, 葛生栄二郎訳『賢慮と自然法—トマス倫理学の新解釈—』, 成文社 1996年, 特に「第二章 賢慮の語られる文脈」(53-119頁)と「第三章 賢慮の優越」(121-175頁)参照。

¹⁴ S.T. 2-1, q.65, a.1 稲垣良典訳『神学大全 大11冊』, 創文社 1980年, 291頁。

なすべきことに対処できる良心の育成と決断できる賢明の徳の備えが必要である。

2. 倫理神学におけるエピケイア

第二ヴァチカン公会議はキリスト教の歴史のみならず世界における教会の存在意義を問いながら、「時のしるし」としての歴史的な文化的土壌における諸価値と福音の受容をどのように実現することができるかという課題を提起したのである。信仰共同体である教会も地上を旅する教会として諸法を必要とするが、人間としてまたキリスト者として生きるためには法や規則を遵守するという義務感に拘束された「法遵守主義 (legalism)」で満足することはできない。例えば、公会議以前に行なわれていたような罪の償いの苦行、金曜日の断食・禁欲、日曜日のミサへの参加や労働の禁止、典礼法規などの規律の意義と価値を認めながらも、「教会憲章」で提起され重視されているキリストによる聖性への召命と応答こそがより注目されるようになったのである。

人間およびキリスト者としての倫理・霊的生活を解明する倫理神学も、このような秘義としての教会の存在意義の文脈において人間の人格的な応答としての人間的行為が強調されるようになった。一方では、人格的存在である私たちの内に示された神の愛を受け入れて深めることによって人格的・主体的に自己実現する積極的な生き方が求められている (1ヨハ4・7-12参照)。他方では、私たちの生活における罪の承認と基本的な生き方における方向転換である回心による基本的な存在と生きる姿勢の回復を要請するものである¹⁵。

このような人格的で主体性のある生きる姿勢は人間の「根本的な自由」(fundamental freedom) または「根本的な選択」(fundamental option) に起因するものであり、倫理神学に導入されることによって罪や回心の考え方も見直

¹⁵ Cf., John Mahoney, "Subjectivity," *The Making of Moral Theology. A Study of the Roman Catholic Tradition*, Clarendon Press · Oxford 1987, 175-223. 拙論「罪と回心—B. ヘーリングの倫理神学を中心に—」, 『南山神学』第31号(2008年3月), 1-40頁参照。

された。この自由や選択はこの行為やあの行為をするという個別的な力としてではなく、自分自身について決定し自己実現する超越的な力に根ざすものである。それは人間が人格的で自由な存在として意識的に良心に従って行為し、具体的な状況における呼びかけに応答する責任の倫理である¹⁶。W. コルフはトマスやスアレスのエピケイアの伝統的な倫理的理解に基づいて、人権と良心の自由を尊重する考え方を提示している。すなわち、神の似姿である人間はその内奥において「神と共にある良心」の自由に従って行為するとき、実践的な倫理規範を認めながらも諸価値の衝突状況においてどの具体的な善・価値を選択するかを決定せざるを得ないのである。そのような決定がなされるためには、伝統的なエピケイアの徳を適用する必要がある¹⁷。

また、公会議の教えによれば、具体的な諸価値を判断して倫理的に責任ある行為をするためには、諸規範や諸規則を認知して重視すべきである。例えば、夫婦愛と生命尊重の調和を保つことが必要であることを説いている。

「夫婦愛と生命伝達の責任との調和が問題となるときには、行為の倫理性は意向の純粋性や動機の評価だけに依存するのではない。それは人間とその行為の本性から引き出された客観的規準、真の愛の連関において相互授与と人間繁殖の十全な意味を守る基準によって定められるべきである。」（「現代世界憲章」51項）

¹⁶ 拙論「倫理神学における『根本的選択・決断』」、『南山神学』第29号（2006年2月）、45-70頁参照。

¹⁷ Cf., Wilhelm Korff, "Norm und Gewissensfreiheit," *Handbuch der christlichen Ethik, band 3: Wege ethischer Praxis*. Freiburg-Basel-Wien: Herder / Gütersloh: Gütersloh Verlagshaus Gert Mohn, 1982, 66-77; Günter Vort, "Die vergessene Tugend der Epikie," (Hrsg.) Wilhelm Ernst, *Grundlagen und Probleme der heutigen Moraltheologie*, Echter / Würzburg 1989, 138-151.

2. 1. 実定法におけるエピケイア

実定法における案内役であるエピケイアの教えは聖アルベルトゥス・マグヌスと聖トマス・アキナスおよびフランシスクス・スアレスを経てキリスト教倫理および倫理神学に大きな影響を及ぼすことになる¹⁸。すでに述べたように、エピケイアの問題は実定法の規定と具体的で可変的な人間の現実との間の衝突状況において「適用」を要するときに生起するのである。言うなれば、エピケイアは法の原理と変化する人間の現実との間により完全な相応性を創造する徳である。確かに法は社会生活に役立つように制定されたものであり普遍的なものであるが、人間の可変的な現実との衝突状況においては二つの可能性を実現することは無理である。いわば法の欠陥とも思われる場合、市民・国民はその法の有効性を認めながらも現実の人間的生活が存続できないことになる¹⁹。

なお、現代の市民法は単独の立法者によるものではなく、多くの代理者の合意によって成立するものであり、法の適用を期待する立法者の意志・精神のみならず制定された法の目的に注目すべきである²⁰。具体的な市民生活に奉仕するはずの法本来の意図は、普遍的に述べられている「書かれた法の文字」以上のものである。エピケイアは欠陥ある法を修正されるべき法の背後にある意図を効果的に実現させるものである。J・フックス（1912-2005）によれば、エピケイアの徳は欠陥ある法の修正、単なる法の文字を守ることでなく、神法に起源をもつ自然法にも適用される可能性がある²¹。

¹⁸ Cf., Édouard Hamel, "L'Usage de l'Epikie," *Studia Moralia* 3 (1964), 48-81.

¹⁹ Cf., John Mahoney, "The Language of Law," *The Making of Moral Theology. A Study of the Roman Catholic Tradition*, Clarendon Press, Oxford 1987, 224-258.

²⁰ Cf., J. Fuchs, *Situation und Entscheidung. Grundfragen christlicher Situationethik*, Frankfurt am Main 1952, 47-68; "Auctoritas Dei in Auctoritate Civili," in: *Periodica, Universitatis Gregorianae / Romae* 1963, 3-18.

²¹ Cf., J. Fuchs, "EPIKEIA circa Legem Moralem Naturalem?" in: *Periodica* LXIX (1980/ Fasc. 1- II), 251-270; "Epikieia Applied to Natural Law?" in: *Personal Responsibility & Christian Morality*, Georgetown University press, Washington / Gill and Macmillan, Dublin 1983, 185-199.

2. 2. 自然法に適用されるエピケイア

法の意図を成就するためにエピケイアが自然法に適用される場合には、それは類比的な意味である。エピケイアの徳を活用する人は、自然法によって実定法を修正するのであり、自然法は欠陥あるものではないことを認めて、実現すべき価値・善に直面して求められるのは各人の責任であるからである。自然法は神の似姿である人間に刻印されており、あらゆる正しい行為を実践させるものであり、人間の知性によっては得られない規範の要約である。

ところで、フックスは自然法に基づく規範を超越論的なものと範疇的なものとに区別する。超越論的な規範は普遍的なものであり全人格に関わるものである。「善はなされるべきであり、悪は避けるべきである」とか、「人は理性的に、あるいは真に人間的な仕方で行うべきである」というものである。範疇的な規範は人間によって整えられ、形成され、樹立される自然的規範である。この規範の欠陥の可能性は特別の個別的な側面に起因するものである。その規範は地上の現実の経験、人間の具体的な生活における正義、貞潔、忠実などの判断に関するものである。そのような人間の現実は一時的なものであり、可変的である。したがって、範疇的な規範は完全に予見し、知覚できなかった状況に適用されるものであり、人間の実定法に関するエピケイアの徳が適用されるべきである。人は規範や法の制定において誤りうるのであるから、そのような事例においてエピケイアは類比的に適用されるのである。実定法の修正は自然法に基づいて許容されるものであるが、自然法の規範を修正する場合にはまさにある時・瞬時に表現されるから、事後的により正確に適切に形成されるべきである。そのような範疇的な規範におけるエピケイアは現実を良く分析して総合的になされるべきであって、具体的な人間の状況に相応して適用される必要がある²²。

²² Cf., *Ibid.*, 187-189.

また、フックスはエピケイアを「法の免除」(dispensation)と解釈する教説を紹介している。エピケイアは欠陥のある法に適用される徳であるよりも「法の免除」または「法の緩和」(relaxation)として理解されるのである。たとえ神からの内的な自然法の規則であっても、法の賢明な解釈とその免除の可能性が認められるのである²³。それは具体的な倫理規範のうちに見出される自然法の人間的表現であって、人間によって形成された倫理規範は普遍的なものではなく、例えば「殺すな」という一般的な命令を所与の具体的状況において真実に実現することが要請されているからである。すなわち、多くの場合を想定して規定される具体的な倫理規範はすべての人に適用されるものであり、各人の振る舞いは個人的で時間的な条件の具体的な状況に関連するものであるから、その振る舞いの倫理判断においてその人自身が犠牲にされることもありうるのである²⁴。規範は価値を有する限りで人を助けるものであるから、具体的な現実の全体性によって解釈されるべきであって、倫理判断は最終的には何が具体的なものであるかによってなされなければならない。

2. 3. 回勅『真理の輝き』におけるエピケイア

教皇ヨハネ・パウロ二世(1978-2005)は全世界の司教たちに宛てて回勅『真理の輝き』(1993年8月6日)を公布し、第二ヴァチカン公会議以後の倫理神学の基礎理論を正しく認知するように呼びかけた²⁵。この回勅は聖アルフォンソ・マリア・デ・リゴリの帰天200周年(1987年8月1日)を機会に発案され、

²³ Cf., *Ibid.*, 190-192.

²⁴ Cf., *Ibid.*, 197-198.

²⁵ 成相明人訳『真理の輝き』、カトリック中央協議会 1995年。拙稿「スプレンドル・ヴェリターティス」、『新カトリック大事典 第三巻』、研究社 2002年、542頁。回勅の内容の簡略な解説と意義については、宮川俊行「回勅“Veritatis splendor”と現代カトリック倫理神学」、『久留米信愛女学院短期大学紀要』第17号(平成6年3月)、1-12頁参照。

第二ヴァチカン公会議開催 30 周年を記念する『カトリック教会のカテキズム』(1992 年 10 月 11 日²⁶)の出版を待って発布されたものである(回勅 5 項参照)。

それは基礎倫理神学の動向に対する批判的な考察であるが、その動向に対する権威主義的あるいは原理主義的な論評であるとも受け止められているが、倫理神学者たちに反省を促すものでもある。その考察と論評の姿勢に対する倫理神学者たちの分析と評価を総括することは容易ではないので、今ここでは回勅の内容を紹介している参考文献を挙げておこう²⁷。また、P・I・オドゾールの研究書は公会議および倫理神学の刷新をめぐって展開された論題を紹介するとともに、その論題との関連で回勅『真理の輝き』の意味と課題を紹介したものである²⁸。

なお、回勅は人間論およびキリスト論に基づいて倫理神学を構築する必要性を認めるとともに、善意の人々とキリスト者には各人の良心形成とその判断に基づく責任が問われている。倫理神学者には倫理的な主体としての人間の人格形成とキリストの福音に基づいて倫理的な真理を正しく実現するのを助ける任務がある。さらに倫理神学者は世界における教会の任務に奉仕し、キリストに

²⁶ この日付はフランス語版の第 1 版のものであり、修正を加えたラテン語規範版は使徒的書簡「大きな喜びをもって」(1997 年 8 月 15 日) 認証・公布された。日本カトリック司教協議会・教理委員会訳・監修『カトリック教会のカテキズム』、カトリック中央協議会 2002 年。

²⁷ Cf., (Ed.) John Wilkins, *Understanding Veritatis Splendor. The Encyclical Letter of Pope John Paul II on the Church's teaching*, SPCK 1993; (a cura di) Ramon Lucas Lucas, *Veritatis Splendor: Testo Integrale Commento Filosofico-Teologico*. San Paulo / Milano 1994; (Hrsg.) Dietmar Mieth, *Moraltheologie im Abscits? Antwort auf die Enzyklika «Veritatis splendor»*, Herder / Freiburg・Basel・Wien 1994; (a cura di) Giovanni Russo, *Veritatis Splendor: Genesi, elaborazione, significato*, edizioni Dehoniane / Roma 1995; Raphael Gallagher, "The Reception of Veritatis Splendor within the theological Community," *Studia moralia* 33 (1995), 415-435.

²⁸ Cf., Paulinus Ikehukwu dozor C.S.Sp., "Pope John Paul II on Postconciliar Moral Theology: An Epilogue and a Beginning," *Moral Theology in an Age of Renewal; A Study of the catholic Tradition since Vatican II*, University of Notre Dame Press / Notre Dame, Indiana 2003, 304-325.

結ばれている共同体として「信徒の同意」(consensus fidelium)と「普遍的な世界の同意」(consensus universalis)とをつなぐ橋梁を構築する任務を有するのである²⁹。倫理神学ではキリスト教倫理の固有性を問い直しながらもすべての人に内在する自然法の価値を重視するとともに、キリストの福音に根ざす信仰・希望・愛徳の意義を再確認している。

ところで、公会議後の倫理神学では決議論的倫理よりも人間人格の徳および責任の倫理が重視されるようになったが、倫理神学の刷新とともに倫理規範の役割が再考なされるにつれてエピケイアの徳が再評価されてきた³⁰。特にエピケイアは倫理規範の目的と限界を見極めて、具体的な行為の善悪を判断するとき、重要な役割を果たす賢明の徳であることが再確認されてきている³¹。それは法に従うことが疑わしい良心の合法的な許容を認めるものであり、倫理規範の機械的な法の適用に終始するものではない。倫理規範の根拠と理由の意味を解釈するとき、極端な弛緩主義と厳格主義との中道を見出す実践的な徳である。

それはトマスが法的正義を衡平に基づいて導き出したように、「衡平は人間的行為のいわばより上位の規則である」³²といい、法的正義のより優れた部分であるという教えにも通じる。また、それは倫理的行為の人格的性格を指示するものであり、人間の倫理的自律性における自由と創造性および責任を重視するものである。このエピケイアの徳の再評価は、多様性の認められる人間社会において倫理的諸規範をどのように適用するかを洞察させる課題を与えることに

²⁹ Cf., James F. Keenan S.J., and Thomas R. Kopfensteiner, "Moral Theology out of Western Europe," *Th.St.* 59 (1990), 107-135.

³⁰ *Id.*, *Ibid.*, 125-131.

³¹ Cf., James F. Keenan, "Democratizing Epikēia," *A History of Catholic Moral theology in the Twentieth Century, From Confessing Sins to Liberating Consciences*, Continuum / London, New York, 2010, 153-155.

³² "Epikēia est quasi superior regula humanorum actuum," *ST* 2-2, q. 120, a.2.c.

なる。さらにそれは伝統的な倫理規範を再考させ、場合によっては新たな批判的な解釈を要請するものであり、人格的な自由と責任への呼びかけでもある³³。

なおG・ヴィートによると、『カトリック教会のカテキズム』と回勅『真理の輝き』にも「エピケイア」の用語は見当たらないが、エピケイアの徳は『真理の輝き』の第二章の「良心と真理」(54-64項)と「倫理的行為」(71-83項)の課題に関連するものであると理解される。特に良心の機能(55-56項)と人間的行為の倫理性の源泉(77-81項)などの伝統的な視点と公会議後の倫理神学における倫理規範をよりよく理解して具体的事例において実践するための徳である³⁴。またフックスによれば、『真理の輝き』(56項)において懸念されている「何が善であり何が悪であるか」を判断する倫理的良心の課題は、『カトリック教会のカテキズム』(1749-1761項)の「人間的行為の倫理性」に明示されているが、具体的な「今ここでの」行為の倫理性についてはエピケイアの徳を要するものである。人間的行為の倫理性が問われるとき、倫理規範や原則を知っていても、実際生活の具体的な事例において善を実現するためには人間の良心に基づく判断と「責任ある創造性」(verantwortliche Kreativität)が注目されるようになってきたからである³⁵。なお、ヘーリンクは同様な観点から倫理神学を構築しており、イエス・キリストに対する信仰の応答と従順の対話的構造において「創造的な自由」(creative freedom)は責任のキリスト教倫理の中心であることを提示している³⁶。

³³ Cf., Josef Fuchs, "Epikie—Der praktizierte Vorbehalt," *Stimmen der Zeit* 214 (1996), 749-758.

³⁴ Cf., Günter Virt, "Epikie und sittliche Selbstbestimmung," (Hrsg.) Dietmar Miet, *Moraltheologie im Abseits? Antwort auf der Enzyklika "Veritas splendor,"* op. cit., 203-220.

³⁵ Cf., Josef Fuchs, "Epikie —Der praktizierte Vorbehalt," op. cit., 751-755.

³⁶ Cf., Bernard Haring, "Creative Liberty and Fidelity in Responsibility," *Free and Faithful in Christ, vol. 1*, St Paul publications / Middlegreen, Slough 1978, 60-103: ベルンハルト・ヘーリンク, 中村友太郎訳『自由の源泉を求めて』, 中央出版社 1986年, 137-228頁参照。

3. 司牧実践におけるエピケイア

さらに、公会議後の倫理神学と司牧実践はエピケイアの人間的でキリスト教的な徳を再評価している³⁷。エピケイアは諸価値あるいは義務の衝突する状況において決断する事柄に関して賢明の徳の重要性を再認識させる。先述したように、エピケイアは実定法のみならず、特殊の状況においては自然法においても責任を伴う識別ある判断を迫る徳である。

3. 1. 救いの福音におけるエピケイア

人間は毎日、社会生活において出会う諸価値をそれぞれに把握して、それらを選択して生きているのであるが、国家又は教会は市民またはキリスト者の基本的な権利を擁護して共通善や公共の福祉に寄与するように法を制定する。けれども、倫理・道徳に関するすべてのことを法的に規定して保護する必要はない。使徒パウロの勧告にもあるように（ロマ 13・3-7 参照）、誰でも人間として、また教会の一員として正当な法を守ることは良心を拘束するようにも思われる。あらゆる事例に妥当する普遍的規範や法的規定であっても事例の具体性と特殊性のゆえにそれを実現することができないとき、優先されるべき価値が犠牲にされてはならない。そのためには個人の良心の責任ある判断と絶えざる回心の必要性が求められる。

ところで、このことを視野に入れて司牧実践に臨むためには、イエスおよび使徒たちが告知された救いの福音においては人間の態度や行為はどのように判断されているかを確認しておく必要がある。例えば、福音書にはファリサイ派の人々と律法学者たちに対するイエスの批判的な言葉と態度が明確に証言されている（マタ 23・1-36 参照）。「あなたたちは神の掟を捨てて、人間の言い伝えを堅く守っている。」（マコ 7・8）とか、「あなたたちは、受け継いだ言い伝

³⁷ Cf., John Mahoney, op. cit., 231-245; Gunter Virt, "Die vergessene Tugend der Epikie," (Hrsg.) *Grundlagen und Probleme der heutigen Moraltheologie*, Echter / Würzburg 1989, 138-151.

えで神の言葉を無にしている。また、これと同じようなことをたくさん行なっている」(同 7・13)。「山上の説教」(マタ 5-7 章)にもあるように、イエスは救いの福音を告げられたとき、律法の言葉やその表現で示されている神の意志をよく識別して、神の御旨を実現することを求められたのである。安息日の規定論争においても(マタ 12・1-8; 9-14 参照)、人の命の保持を優先して病気の治癒の意義が説かれており、罪のない人々を弁護されたのである。さらにイエスは律法を守ることのできない罪人に対する赦しの福音によって、神の憐れみの愛の優位性による救いの恵みを具体的に顕示されたのである³⁸。

また使徒パウロによれば、人間の心にはキリストに対する信仰と聖霊の恵みによる「新しい法」が植えつけられており、この法は人を義とする「信仰の法則」(ロマ 3・21-31 参照)であり、「キリスト・イエスによって命をもたらす霊の法側」である(同 8・1-3 参照)。このような内心の法に導かれる良心の自由こそが、「キリストの優しさと心の広さ」(2 コリ 10・1)をもって人間の尊厳と救いに対する賢明な判断をするエピケイアである³⁹。

3. 2. 倫理と教会法の福音化

キリストから教会に委託された使命は、キリストの福音を告知して信仰に導き、福音に従って生きることによって罪の赦しによる救いに与らせることである。すべての人間は「心に書き記された法」(ロマ 2・14-16 参照)をもっており、それに従うとともに教会がその時代に課している法規である教会法を守ることが要請されている。その法規は福音に基づく信仰と愛の共同体である教会のためである⁴⁰。またその教会はキリストに結ばれている共同体として「キ

³⁸ Cf., Édouard Hamel, "Epikie et Évangile," *Loi Naturelle et loi du Christ*, op. cit., 99-104.

³⁹ Cf., Wilhelm Korff, "Norm und Gewissensfreiheit," op. cit., 72-74.

⁴⁰ ベルンハルト・ヘーリンク、『価値判断の根底を探る』、上掲書、137-138 頁参照。教会法におけるエピケイアについては、Cf., M. Amen, "Canonical Equity before the Code," *Jurist* 33 (1973), 256-295.

リスト・イエスによって命をもたらす霊の法側」(ロマ 8・2)の支配の下にあることを自覚し、諸法規が新しい課題や需要をも考慮して現状に適合しているかどうかを自らよく吟味する必要がある。というのも、この世を旅する教会は種々の歴史的・文化的に条件づけられた現状を踏まえて現存するものであり、倫理も教会法も福音的な視野と精神によって福音化され必要があるからである。『真理の輝き』はこの福音化について次のように述べている。

「福音化は、その始まりから教会が直面するよう召された、もっとも強力で刺激的な挑戦です。実にこの挑戦は、教会が歴史の流れのなかで遭遇する社会的、文化的環境によるというより、教会の存在理由そのものを、『全世界に行って、すべてのつくられたものに福音をのべ伝える』(マコ 16・15)ためである、と定めた復活したキリストの命令によるものです。〈中略〉かつて信仰とキリスト教生活が豊かであったあらゆる民族と共同体の上に重くのしかかる非キリスト教化は、信仰の喪失、あるいは、少なくとも日常生活とは的はずれのものになることだけでなく、必然的に道徳的感覚の衰退あるいは不明確化をも意味します。福音の道徳性の斬新さの意識の喪失、および根本的原理と倫理的価値そのものの衰退の両者に起因します。」(106 項)

第二ヴァチカン公会議の精神によれば、倫理神学は聖書の教えに基づいてキリストにおける信者の召命の崇高さと、愛をもって世の生命のために実をもたらすという信者の務めを明らかにするように刷新されるように要請されている⁴¹。ヘーリンクによれば、第二ヴァチカン公会議の教説を踏まえて、その要

⁴¹ 「司祭の養成に関する教令」16 項参照。Cf., Josef Fuchs, "Moral Theology according to Vatican II," "The Christian Morality of Vatican II," *Human Values & Christian Morality*, Gill and Macmillan / Dublin 1970, 1-55; 56-75.

請に応えるための教会における法の使用の基本原則は次のような内容を含むものである⁴²。

①教会の法は救いの福音による神の国に奉仕するものである⁴³。法とその管理者は根元的に諸民族に福音をもたらすという教会の使命に従属するものである。教会の規律はいつも「時のしるし」のための見張り役・夜警でもあり、全教会の特殊の状況や地方教会の共同体から提起される「時のしるし」を把握して、人間の真の必要性に応えるようなものである。現代社会の深刻な変革のなかにある教会の旅路はダイナミックなものであり⁴⁴、「教会憲章」は教会も全人類とともに神の国の完成に向けて招かれていると、次のように力説している。

「われわれはすべてキリスト・イエスにおいて教会へ招かれており、その中で神の恩恵により聖性を獲得するが、その教会は天の栄光においてはじめて完成を見る。すなわち万物の回復の時が来て全人類とともに、人間に密接に結ばれ、人間を通して自分の目的に到達する全世界も、キリストにおいて完全に立て直される。」(48項)

②教会の内的規範は聖霊の恵みである。教会の法制度は教会を支配する權威の道具ではなく、それによって聖霊が教会を福音に忠実であり、すべての人の救いに仕えるようにする「奉仕」(diakonia)の道具である。「教会憲章」は聖霊の働きを次のように説いている。

「この霊は、教会をあらゆる真理に導き、交わりと奉仕において一致させ、聖職位階のたまものと霊の種々のたまものによって教会を教え導き、霊

⁴² Bernard Häring, "The Morals of Evangelization and The Evangelization of Morals," *Evangelization Today*, Fides Publishers / Notre Dame, Indiana 1974, 25-77.

⁴³ 「教会憲章」5項参照。

⁴⁴ 「現代世界憲章」5項参照。

の実りによって教会を飾る。聖霊は福音の力をもって教会を若返らせ、絶えず新たにし、その花婿との完全な一致へ導く。霊と花嫁とは主イエスに向かって、来たりませと言っている。」(4項)

③教会の規律は、内容においても用語においても、キリストの秘義の深みと内実を豊かにするものであり、聖性への普遍的な召命を実現するように明示するものである。聖性への召命についても「教会憲章」は次のように勧めている。

「唯一の聖性は、神の霊に動かされ、父の声に従い、霊と真理のうちに父なる神を礼拝し、キリストの栄光に与かるために、貧しく謙虚にして十字架を担うキリストに従うすべての人の、さまざまな生活の仕方と種々の職務のうちに追求される。各自がそれぞれに与えられた固有の賜物と務めに応じて、希望を起こし、愛によって働く生きた信仰の道をためらわずに進まなければならない。」(41項)

④教会は何よりもまず霊における「交わり」(koinonia)であるから、法制においても地上の社会の諸法を超えるものである。教会の規範や規律はキリストにおける神の子供の召命と「交わり」の尊厳への奉仕として形成され実践されるものである。また、教会の規律が教会内の、あるいは教会と世界との障碍・障壁にならないように、むしろ神の民がすべての人に奉仕する教会の秘義を反映するものであるように、法的規定の成立と適用の意味のみならず実際生活と新しい生活形態に適合した現実的な条件などについての深い知識が求められる。そのためには、聖職位階の役職者の役割だけではなく⁴⁵、信徒と牧者との相互協力が必要であることをより積極的に認め、実践すべきである。

⁴⁵ 「教会憲章」18項参照。

「信徒は、すべてのキリスト信者と同様に、聖職にある牧者から教会の種々の靈的善、特に神のことばと秘跡の助けを豊かに受ける権利を持っている。そして自分の必要と望みを、神の子らとキリストにおける兄弟にふさわしい自由と信頼をもって牧者に表明すべきである。信徒はその知識、才能、識見に応じて、教会の利害に関する事柄について自分の意見を表明する権利、さらに、時にはそうする義務を持っている。このような場合には、教会がそのために制定した機関を通して行なうべきであって、常に真実と勇氣と賢慮をもって、聖なる職務のためにキリストの代理を務めている人々に対する尊敬と愛のうちに行わなければならない。」(37 項/1)

「聖なる牧者は、教会における信徒の地位と責任を認め、またこれを向上させなければならない。信徒の賢明な助言を快く受け入れ、教会の奉仕のために信頼をもって彼らに任務を委ね、行動の自由と余地を彼らに残し、さらに、彼らが自発的に仕事に着手するよう激励しなければならない。また信徒から提案された創意、要求、希望を、キリストにおける慈父としての愛をもって慎重に考慮しなければならない。なお、牧者は地上の国においてすべての者が持つ正しい自由を、敬意をもって認めなければならない。」(37 項/3)

このような公会議の教えに基づいて教会の生活も実定法によって性格づけられるが、地上を巡礼する旅路が続く限り、キリストの福音を告知すべく派遣されている教会の使命を忠実に、しかも効果的に果たすためには、勇氣ある継続的な自己診断と改善が必要である。最終的に、ヘーリンクは次のように要約している。「法の適用においてはエピケイアと東方教会のコイノニアの神学的伝統を通して深めることができた『教会法的衡平』(aequitas canonica)の基本的原

理を忘れてはならない。このようにして、教会法は殺す文字によってではなく、命を与える霊によって読まれるのである。⁴⁶⁾

なお、ヘーリンクは回勅『真理の輝き』を読んだとき、そこで指摘されている内容と教皇ヨハネ・パウロ二世の批判的姿勢に対するきわめて強い衝撃を受けたのであるが、落ち着いて再考したのち、信徒の置かれている状況を具体的に考慮する自らの司牧的配慮におけるエピケイアの徳の必要性を再確認することになる⁴⁷⁾。

3. 3. 結婚・離婚をめぐる司牧実践におけるエピケイア

エピケイアの徳は立法者や権威者にも有益な徳であるが、立法者は例外的な状況を法の文字のうちに持ち込むのを好まないであろう。確かに絶対的で基礎的な倫理規範は黄金律であるが（トビ4・15；マタ7・12）、明らかに困難な事例においては法を文字どおりに守ることを要求することは、人を駄目にしてしまうことがある。自然倫理法を守るにもいつも良心的な愛の勇氣ある実践が求められる。けれどもエピケイアによってのみ解決される諸規範の衝突状況もあり、教会の司牧者の判断が求められる。

ヘーリンクは結婚・離婚の事例におけるエピケイアの徳について考察し、聖アルフォンソによる「確率の高い蓋然性」による司牧の明確な判断を述べている。

「教会の規準の教説と考察によれば、最初の結婚が無効であるという事例である。エピケイアの問題が生じるのは、関連するあらゆる証明が存在しないために、十分に考慮しても司牧者も最初の結婚が初めから無効であった

⁴⁶⁾ Bernard Häring, *Evangelization Today*, op. cit., 74.

⁴⁷⁾ Cf., Bernhard. Häring, "A Distrust that wounds," (Ed.) John Wikins, *Understanding Veritatis Splendor*, op. cit., 9-13; "Pastorale Lösungen in der Moral?" (Hrsg.) Dietmar Mieth, *Moraltheologie im Abseits?*, op. cit., 285-295.

と納得せざるを得ないような無効性の宣言の場合である。エピケイアの徳によって関連する人々が第二の結婚をすることが基本的に正当化される。その場合に司牧者は静かに結婚式を挙行することができる。^{48]}

けれども教区の司教がエピケイアの適用を認めないときには、担当の司祭も自分の行為に責任を取るか、キリスト教精神に好ましくない結論を引き受けるかすることになり、結婚を望む二人も結婚法廷の決定がないままに、あるいは数年遅れての無効宣言を待たざるを得なくなろう⁴⁹。エピケイアに基づく解決は個人の良心による孤立してなされる隠れた決断ではなく、司牧者をも巻き込んだ注意深い助言とカウンセリングの成果でもある。なお「教会法上の外的法廷」(canonical forum)とは別に、良心の決断による「内的法廷」(internal forum)による解決も考慮すべきである。

内的法廷によるゆるしの秘跡的領域に限定されるが、それは個人の良心の尊厳に基づくものであり、神の前での司牧者や夫婦によってなされる単なる良心における決断を超えている。人間的に考えても、司牧者としても聴罪師としても、第二の結婚が成功するように望み、二人の良心の苦悩を体験しながら信仰へ復帰する回心の恵みを望むのである。やがて彼らが神の赦しによる和解と聖体の秘跡を受けられる道が開かれるように、特に彼らの子供が初聖体を受ける時期をも考慮すべきことである。彼らに対する非常に繊細で憐み深い心で話すことによって、和解と平安な秘跡の恵みによる神の赦しによる心の癒しを体験することができる⁵⁰。

⁴⁸ Bernard Häring, *No Way Out?*, op. cit., 73 ; 拙著「離婚・再婚者に対する司牧的配慮」, 『結婚の神学と倫理』, 南窓社 2010年, 262-271頁参照。

⁴⁹ Cf. *Ibid.*, 74-75.

⁵⁰ Cf. *Ibid.*, 78-79; B. Häring, "Internal Forum Solutions to Insoluble Marriage Cases," *The jurist* 30 (1970), 21-30.

カトリック教会では1980年のシノドス（世界代表司教会議，9月26日—10月25日）において結婚と家庭について議論した。その会議の提言を受けて，教皇ヨハネ・パウロ二世は使徒的勧告「ファミリアリス・コンソルチオ “*Familiaris consortio*”」（『家庭—愛といのちのきずな』1981年11月22日）を公布した⁵¹。この勧告によれば，シノドスでも再婚した離婚者の問題について注意深く検討したことを認めて，次のような司牧的姿勢を提示している。「すべての人々，とくに受洗している人々を救いに導くために建てられた教会は，秘跡としての前の結婚のきずなに結ばれているにもかかわらず再婚した人々を，彼らの思いのままに放置しておくわけにはいきません。⁵²」

したがって，司牧者は彼らに手を差し伸べて，彼らのさまざまな真実の姿を知るために注意深く識別する必要がある。①最初の結婚を貫こうと誠心誠意努力したにもかかわらず，不当にも放棄された人々，②自分の重大な過ちによって教会法上の有効な結婚を破綻に導いた人々，③子供を養育していくために再婚した人々，④やり直しがきかないほど破綻してしまった前の結婚は最初から有効ではなかったと，自分の良心において主観的に確信している人々，などである。さらに，教皇は司牧者と信徒の共同体に向けて切実に呼びかけている。

「離婚した人々を助け，彼らが自分は教会から離れてしまっていることのないようにかかわってください。なぜなら洗礼を受けた者として彼らは教会生活にあずかりながら忍耐を持って祈り続け，愛のわざや正義を求める共同体の努力に貢献したり子供をキリスト教の信仰のもとで教育して，回心の心と実践を身につけるよう努めながら，日々神の恵みを求めていくよう励まされてしかるべきなのです。教会全体で彼らのために祈って力づけ，教会が慈しみ深

⁵¹ 長島 正・長島世津子訳，『家庭—愛といのちのきずな』（ペトロ文庫001），カトリック中央協議会 2005年。

⁵² 84項（邦訳155頁）。

い母であることを示しながら、信仰と希望のうちに彼らを支えていきましょう。⁵³」

確かに、公会議の教えによれば、「親密な夫婦生活が切断されれば、夫婦間の忠実が危険に陥り、子供の善が毒される恐れがある。子供を育てることや、もっと子供を産む勇氣は危険にさらされるからである」。このような公会議や教会の教えを納得しながらも、離婚した人々が置かれている状況にあつて真剣に神の憐れみを請い求めているとき、彼らの善意ある良心を尊重し、彼らを勇気づけて神の意志を探りながら、「善意で十分である」という一般の原則を適用する可能性を認め、神の憐れみ深い愛に信頼して、悪から離れて心底からの回心を求めることに尽きるのではないだろうか⁵⁴。

おわりに

教皇ベネディクト十六世は、第二ヴァチカン公会議開幕五十周年および『カトリック教会のカテキズム』発布二十周年を記念して「信仰年」（2012年10月11日—2013年11月24日）の開催を発表した⁵⁵。教皇は公会議の諸文書をよく理解し、教会の絶えざる刷新と回心に努めながら、信仰生活の旅路を積極的に歩むように促している。その絶えざる回心への招きは公会議によって刷新された倫理神学の課題でもあり、それを研究するにつれて、多様性に富む人間社会のなかで各人が人格的な自由と責任をもってどのように生きるべきか、キリストの福音と信仰に根ざした基本的な倫理のあり方に注目せざるを得なかった。

特に、ヘーリンクとフックスの倫理神学はキリストの福音に根ざして刷新されたものであり、また信徒の信仰生活において直面する具体的な悩める問題を熟慮して、司牧的実践に向けての具体的な解決策を提示するものである。本稿

⁵³ 邦訳、155—156頁。

⁵⁴ Cf., B. Häring, *No Way Out?*, 81-85.

⁵⁵ 教皇ベネディクト十六世 自発教令『信仰の門—「信仰年」開催の告示—』（カトリック中央協議会 司教協議会秘書室研究企画訳）、カトリック中央協議会 2012年。

において紹介したのは、彼らの研究を踏まえて伝統的なエピケイアの徳が倫理問題を解決するために再評価されていること、またその必要性の承認である。なお、人間としてまたキリスト者として自由に責任をもって生きるためには倫理徳および信仰・希望・愛の徳を身につける人になることを実感させられている。まさに、求められるのは「愛の実践を伴う信仰」（ガラ5・6）であり、「神はイスラエルを悔い改めさせ、その罪を赦すために、この方を導き手とし、救い主として、御自分の右に上げられました」（使5・31）という信仰の証しである。